

下水道受益者負担金制度について

★下水道課 ☎ 25 1 1 4 6

公共下水道は、一般の公共施設（道路・公園）とは違って、整備することによって利用できる地域の人々が限られています。このため、下水道を税金だけで整備すると、下水道が利用できる人たちも建設費を負担することになり、「公平な負担」の原則に反することになります。そこで、下水道が利用できる人たち（受益者）が建設費の一部を負担することによって、下水道は整備されています。このコーナーでは、下水道受益者負担金についてQ&A方式で説明します。



負担金Q&A

- Q** 負担金はだれが納めるのですか？
- A** 整備区域内のすべての土地が対象となり、その土地の所有者又は権利者に負担金を納めていただきます。
- Q** 負担金の額はどれくらいですか？
- A** 土地の面積に、1㎡当たり300円をかけた金額になります。
- Q** 負担金の納付方法は？
- A** 負担金は、算出した金額を5年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて納めていただきます。納付書を6月初旬に受益者に送付します。また、一括で納めることもできます。一括納付の場合、当該年度の最初の納期内に限り、納付する年数、金額に応じて一括納付報奨金が交付されます。（この場合、実際には、報奨金を差し引いた金額で納付することになります。）
- Q** 負担金の納付を免除できる制度がありますか？
- A** 負担金は一律に賦課され、免除制度はありません。ただし、農地等（田・畑・山林等の現況にある土地）は、宅地として利用するまでの期間、70%を猶予することができます。（猶予する場合は申告書の提出が必要です。）
- Q** 受益者が変わったときは、どうなりますか？
- A** 負担金を分割で納付中に、相続や売買などの理由で、その土地の受益者に変更があった場合は、速やかに下水道課まで届け出てください。届け出のあった日以前にかかる負担金は、前の受益者に負担していただくこととなります。



下水道ニュース

- 4月から次の区域で公共下水道が利用できます
- けや木1丁目の一部
 - けや木2丁目の一部
 - 緑3丁目の一部
 - 本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業地内の一部（北堀及び東富田の一部）
- 7月からは次の区域でも公共下水道が利用できます。
- 若泉1丁目の一部
 - 若泉2丁目の一部



故 栗原 和夫 氏

叙位叙勲

去る1月26日に逝去された元上里町立七本木小学校長の栗原和夫氏（前原1の生前の功績に対し、正七位瑞宝双光章が授与されました。ご冥福をお祈りします。



小林 博 氏

消防庁長官表彰

3月5日、消防団員として、勤務成績が優秀で他の模範になると認められ、小林博氏（児玉町上真下）に永年勤続功労章が授与されました。おめでとうございます。

地震のとき、あなたのお住まいは安全ですか？

木造住宅の耐震診断・改修に補助金を交付します

★建築開発課 ☎ 25 1 1 4 0

市では、昭和56年の建築基準法改正以前に着工された一定基準の木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行う費用の一部について、一定要件を満たす居住者に予算の範囲内で補助金を交付します。

- 耐震診断補助金
耐震診断に要した費用の2分の1以内（上限5万円）
- 耐震改修補助金
耐震改修工事に要した費用の15.2%（上限20万円）

※補助対象となる木造住宅の基準及び補助対象者となる要件については、契約及び工事を行う前に建築開発課（市役所2階）又は市ホームページでご確認ください。



春の全国交通安全運動を実施します

期間 4月6日(火)～15日(木)

本庄市重点目標

○高齢者の交通事故防止と飲酒運転の撲滅

埼玉県重点目標

○子どもと高齢者の交通事故防止

○飲酒運転の根絶

○シートベルト・チャイルドシートの着用徹底と
安全車間距離の保持

○自転車の安全利用の推進

4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

★自治防災課 ☎②1118、総合支所総務課 ☎②1331



始まります、高齢運転者等専用駐車区間制度

4月19日(月)から高齢運転者等専用駐車区間制度が始まります。この制度は、高齢運転者や妊娠している人などが、駐車場を探しながらの運転から解放されるように利用する機会の多い官公庁や病院などの周辺道路に「高齢運転者等専用駐車区間」を整備し、駐・停車できるようにする制度です。

Q. どんな人が利用できるの？

70歳以上の人や障害者マーク・聴覚障害者対象者、妊娠中の人又は出産後8週間以内の人です。

Q. 利用したいけれど、どうすればいいの？

対象者が、住所地を管轄する警察署に申請すると、「高齢者運転者等標章」が交付されます。この標章を車の前面に掲示します。

*詳しくは本庄警察署交通課 (☎②0110)、児玉警察署交通課 (☎②0110) 又は埼玉県警察本部交通規制課 (☎048-832-0110) へお問い合わせください。

②募集枠数 3枠
最下段
①掲載位置 「くらしの情報 すてーしょん」のページの

募集期間 4月30日(金)まで

広告の規格等

(必着)
①掲載位置 「くらしの情報 すてーしょん」のページの

広告媒体 広報ほんじょう

(毎月1日発行)

に広告を掲載しませんか。

00部発行の広報ほんじょう

り募集します。毎月32、0

00部発行の広報ほんじょう

このたび、広報ほんじょうに

料広告事業を実施しています

市の財源の確保等を目的に有

市では、地域経済の活性化

広報ほんじょうに
広告を掲載しませんか

毎月
32,000部
を発行



本庄市役所企画課

☎②1157・FAX②8499

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

【開庁日】月曜日～金曜日

【開庁時間】午前8時30分～午後5時15分

③枠の大きさ(1枠あたり)
おおむね縦52mm×横86mm
④刷色 単色(黒)
⑤広告料(1枠あたり)
3号分につき30、000
円
⑥掲載期間 7～9月号(3
か月分)
※7月号から連続して6号分、
9号分の申し込みも可能です。
申込 次の書類を郵送又は直
接企画課(市役所3階)へ
提出
①有料広告掲載申込書(企画
課で配布又は市ホームページ
からダウンロードしたも
の)
②広告の原稿
③納税証明書(申込者が市外
の場合)
郵送先
〒367-8501
本庄市本庄3-5-3
本庄市役所企画課

注意事項

○内容によっては、掲載でき
ない場合があります。

○応募多数の場合は、抽選等
で掲載を決定します。

※詳しくは、「本庄市有料広告
事業取扱要綱」及び「広報ほ
んじょう広告掲載基準」(企
画課及び市ホームページで閲
覧できます。)をご覧ください。